

2003年7月24日

弊社に対する金融庁の行政処分について

本日7月24日金融庁からHSBC証券会社東京支店に対し、行政処分が発表されました。処分の対象となった「有価証券の売買その他の取引につき、顧客に対して特別の利益を提供することを約して勧誘する行為」に対する違反は、HSBC証券会社の国内株式営業部門において、平成9年1月および同10年1月に、顧客と投資一任契約を締結していた注文の発注者である投資顧問会社に対し、注文の発注の見返りに投資助言報酬の名目で金銭の支払いを行うことを約束して、有価証券の取引を勧誘を行っていたという内容です。

先般の証券取引等監視委員会の勧告に基づき、金融庁が下した具体的な処分は、以下のとおりです。

(1) 業務停止命令

平成15年7月X日より7月X日までの間、HSBC証券会社《国内株式営業部》の《株券の売買に関わる受託業務》

(2) 業務改善命令

内部管理体制の充実、強化、役職員の法令遵守の徹底、再発防止策の策定及び責任の所在の明確化

上記業務の停止期間中も、その他の《IBJPの部門》などの他の業務分野及びHSBCグループの各社は、平常通り営業を行います。

弊社は、今回このような行政処分を受けました事を極めて厳粛に受け止めております。今後は再発の防止に向けて、役職員の法令遵守の徹底、内部管理体制の充実・強化によりお客様の信頼回復に向けて真摯に取り組んでいく所存でございます。

皆様にご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げますとともに、弊社は今回の処分を業務改善に生かして参る所存でございますので、今後ともご愛顧を賜りますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

以上

注記

HSBCホールディングス plc

HSBCグループは銀行業務ならびに金融サービスを提供している世界最大級の金融グループで、79の国と地域に9,500を擁しています。2003年6月30日現在の総資産は9,830億米ドルです。